



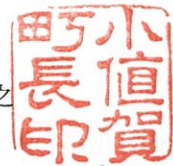
小値賀町公告第20号
7 値 建 工 第 4 6 号

掲示期間 R7. 7. 22 ~ R7. 8. 6

小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業について、公募型プロポーザルを行うので公告します。

令和 7 年 7 月 22 日

小値賀町長 西 村 久 之



小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業プロポーザル募集要領

1. 業務の概要

(1)業務名

小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業

(2)業務場所

小値賀町一円

(3)業務内容

別添『小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業 仕様書』のとおり。

(4)履行期間

契約日 から 令和 8 年 1 月 16 日 まで

2. 参加資格条件

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者であること。
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の更生手続開始決定が行われていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われ、同法に基づく裁判所の再生手続開始決定が行われていない者であること。
- ③本委託業務の申請書等の提出期限から受託者決定の日までの間において、小値賀町長から指名停止又は指名除外の措置を受け、又は受けることが明らかであるものでないこと。
- ④申込者所在地に対して、諸税を滞納していないこと。
- ⑤小値賀町が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 24 年小値賀町告示第 15 号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- ⑥九州圏内に本店又は営業所を置く者とする

3. 参加申込及び受付

別添『小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業 プロポーザル実施要領』中、「6. 公募条件、応募期間、応募方法」のとおり。

4. プロポーザル方式等の実施概要、提案時期、実施要領の入手方法及び場所

別添『小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業 プロポーザル実施要領』のとおり。実施要領は町ホームページに掲載。

5. 提出書類

別添『小値賀町地球温暖化対策実行計画策定事業 プロポーザル実施要領』中、「6. 公募条件、応募期間、応募方法」及び「7. 提案書作成要領」のとおり。

6. 担当者・問合せ先

〒857-4701

長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2376番地1

小値賀町建設課 環境衛生係 中野 高樹

TEL (0959)-56-3111 Fax (0959)-56-4185